

『増訂故実叢書』10を用いた。

(19) 『北山抄』は藤原公任の著。長和年間（一〇一一—一七）ころ著わしたもの。引用は『増訂故実叢書』25を用いた。

(20) 『江家次第』は大江匡房の著。成立は承徳三年（一〇九九）以後、天永二年（一一一二）ころまでの間か。

(21) 『日本書紀』より次の八例をあげておく。

① 「允恭紀」元年十二月 群臣が「天皇の璽符を捧げて、再拝み上」つた後、皇子は「帝位」に即く。

② 「清寧紀」即位前紀十月四日「大伴室屋大連、臣・連等を率て、璽を皇太子に奉る。」同元年正月十五日「有司に命せて、壇場を營余の甕栗に設けて、陟天皇位す。遂に宮を定む」

③ 「顯宗紀」即位前紀十二月「百官、大きに會へり、皇太子億計、天子の璽を取りて、天皇の坐に置きたまふ。」

同年正月一日「乃ち公卿百寮を近飛鳥八釣宮に召して、即天皇位す。」

ここでは即位のことを「蹟祚」ともいっていいる。
④ 「繼体紀」元年二月四日「大伴金村大連、乃ち跪きて天子の鏡剣の璽符を上りて再拝みたてまつる。」—中略—「乃ち璽符を受く。是の日に即天皇位す。」

⑤ 「宣化紀」即位前紀（安閑天皇二年十二月）「群臣奏して劍鏡を武小廣國押盾尊に上りて、即天皇位さしむ。」

⑥ 「推古紀」即位前紀「群臣、渟中倉太珠敷天皇の皇后額田部皇女に請ひて、令蹟祚らむとす。皇后辭讓びたまふ。百寮表を上りて勸進する。三に至りて乃ち從ひたまふ。因りて天皇の璽印を奉る。」

同冬十二月八日「皇后、豊浦宮に即天皇位す。」

⑦ 「舒明紀」元年正月四日「大臣及び群卿、共に天皇の璽印を以て、田村皇子に獻る。」—中略—「即日ニ、即天皇位す。」

⑧ 「孝德紀」即位前紀「天豐財重日足姫天皇（皇極天皇）、璽綬を授けたまひて、位を禪りたまふ。」—中略—「是に由りて、輕皇子、固辭ぶること得ずして、壇に升りて即祚す。時に大伴長徳連、金の輶を帶びて、壇の右に立つ。犬上健部君、金の輶を帶びて、壇の左に立つ。」

右の例に対しても直木孝次氏は⑧の例を除いては、持統朝以後の即位儀礼に関する知識に基づいて作られたもので、これらの記事から即位儀礼を考えるのは危険であるとしている（『神話と歴史』一三〇頁 昭和四六年 吉川弘文館）。

(22) この「辛卯」については「持統紀」五年十一月の条には「十一月戊辰、大嘗」としか記録されていないが、『日本書紀通証』は戊辰の次に「朔辛卯」の三字を補っている。『日本書紀通証』の言うとおり「朔辛卯」三字脱字とする。

(23) 神璽の献上については平城天皇の践祚の時に璽と劍横が皇太子に渡されるが、この年の大嘗祭辰日でも神璽献上がなされた可能性を残している。過渡的措置として、両方行なわれたと見ておく。なお、『儀式』や『延喜式』に大嘗祭辰日節会前段行事があるのは、弘仁年に編纂された可能性のある『弘仁儀式』（八一九年前後成立か）、あるいは散失してしまった『弘仁式』（八二〇年、八三〇年に奏進）の規定を受けついだからであるとみておく。弘仁年間は大嘗祭において忌部氏が神璽献上していたとみなせるからである。

(24) 東野治之「大化以前の官制と律令中央官制」『日本歴史』362号 一九七八年。

(25) 西宮一民『古語拾遺』訓読文補注一三二 一九八五年 岩波文庫。

(26) 新潮日本古典文庫『古語拾遺・高橋氏文』一一三頁 一九七六年 現代思潮社。

(27) 前掲書(1)『律令』一一三頁頭注。

(28) 西宮一民 前掲書注(25) 訓読文補注一三三。

(29) 東野治之注(24)前掲論文。東野氏は祭官の成立については岡田精司氏（「日奉部と神祇官の成立」『古代王権の祭祀と神話』一九〇〇年 塙書房）や上田正昭氏（「祭官の成立—中臣と日祀と日置と」前掲書注(2)所収）の説をもとに大化前代に成立しており、中臣氏が、ついていたとみる。

(30) 上田正昭「祭官の成立」前掲書注(2)・(28)。
ここで、中臣氏の系図を図示しておく。これは久下真弓「天武・持統朝の中臣氏」（『史窓三二号』）より転載した。

(4) 西郷信綱氏は『延喜式』の「践祚大嘗祭」の分析を通して、この儀礼の基本構造を究明している。『古事記研究』「大嘗祭の構造」一九七三年未来社。

- (5) 真弓常忠氏（『大嘗祭の世界』五八頁 一九八九年 学生神）は十一月初旬に伊勢、賀茂、石清水八幡の三社に由の奉幣をすると述べるが『延喜式』『貞觀儀式』には記録されない。これは寛治（一〇八七年）ころからであろう（田中初夫『践祚大嘗祭研究篇』二五一頁 昭和五十年 木耳社）。
- (6) 『寧樂遺文』下七八六頁 「麻殖郡川嶋郷少猪里戸主忌部為麻呂」
『続日本紀』神護景雲二年七月十四日「麻殖郡人忌連方麻呂、同忌部連須美」
『日本靈異記』下二十「名方郡埴村忌部首多夜須子」「麻殖郡人忌部連板屋」等である。

- (7) 『続日本紀』宝亀十年六月十三日の条

「名草郡人……中略……忌部支波美……」。

- (8) 「皇太神宮儀式帳」『群書類從』第一輯。『延喜式』「伊勢太神宮」の条。

(9) まかばはしめては、原文は「令占合麻迦那波而」とあり、どう解釈するか定っていない。宣長は「……新撰字鏡に、擬設也度也、萬加奈不とあり、字書に、擬端一度以待也と注せり、今も此意なり」と考えてマカナフをおしあつて待つこととした（『古事記伝』）。『古事記全注釈』（倉野憲司）は「占ひをして神意をおしはかること」とする。『古事記注釈』（西郷信綱）は「前以てウラナフ」とする。思想大系本『古事記』の頭注は「太トの占いによつて次のような祭式の準備をさせた、とどるのがよいか。」とする。新潮日本古典集成本（西宮一民）が本文に引用した説を提出しているのだが、新撰字鏡の「擬設也度也」を考えれば設営、準備といった見方が、本文に照らしてよさそうである。ここでは西宮説に従い「祭の設営をさせて」と考えておく。

- (10) 西郷信綱「天孫降臨」『古事記の世界』一九六七年 岩波書店。

- (11) 三品彰英「記紀の神話体系」『日本神話論』一九八〇年 平凡社。

- (12) 倉林正次氏の呼び方による。「大嘗祭の成立」『古代の日本』第二卷昭和四六年 角川書店。

(13) 「神祇令」は岩波思想大系本『律令』より引用した。「令」には次の四種がある。

名 称	卷 数	天 皇	編 者	制 定 年 代	施 行 年 代
近江令	22	天智	藤原鎌足ら	六六八（天智七）	六七一（天智一〇）
飛鳥淨御原令	22	天武	不明	六八一（天武一〇）	六八九（持統三）
大宝令	11	文 武	刑部親王 藤原不比等ら	七〇〇（文武四）	七〇一（大宝一）
養老令	10	元 正	藤原不比等ら	七一八（養老一）	七五七（天平宝字一）

- (14) 西田長男「中臣寿詞考」『神道史の研究』第二卷 昭和三一年。川出清彦

「大嘗祭の祭儀」『大嘗祭の研究』一五三頁 昭和五三年 皇學館大學出版部。倉林正次氏は大嘗祭辰日節会は即位式と同じで、即位式は大嘗祭に内蔵されていたが、それが分離し正月即位へと移行したとされ、この儀が二回行なわれたとみているようである（『天皇の祭りと民俗』二二三頁 昭和五八年 第一法規出版）。真弓常忠 前掲注(5)引用文献 一二〇九頁。田中初夫『践祚大嘗祭研究篇』一八七頁 昭和五十年 木耳社。

- (15) 岡田精司「記紀神話の成立」『岩波講座日本歴史』第二卷 一九七五年 岩波書店。八十充「日本の即位儀礼」『日本古代史講座』第九卷 昭和五七年 學生社。加茂正典「大嘗祭『辰日前段行事』考」『文化史学』三九号 昭和五八年。

加茂正典 前掲注(5)論文。

- (16) 日本思想大系本『律令』の解説による。七八三頁 一九七六年 岩波書店。『令集解』は貞觀年間（八五九—八七二）ころ惟宗直本の撰述した私的な「令」の注釈書集成である。『令義解』は天長十年（八三三）に公的な「令」の注釈書として、右大臣清原夏野を中心に成立した。

- (17) 『西宮記』は源高明の著で安和二年（九六九）以前に成立したか。引用は

即位式・大嘗祭関係神話(『古事記』を中心に)

○スサノヲノ命の勝さび

・當田のあ離ち

・「大嘗」殿への尿まり散らし

・忌服屋への逆剣の馬投入

○天の石屋戸

・天照大御神の石屋戸ごもり

・八百万神の參集(鏡・珠の作成)

・天宇受女神の舞

・天照大御神の石屋戸よりの出御

○スサノヲノ命の追放

・「千位置戸を負せ、髪と手足の爪とを切り祓へしめて」追放

○オホゲツヒメ殺し

○スサノヲノ命の大蛇退治

・草薙劍の発見・献上

○大国主神の国作り

○大国主神の國譲り

・事代主神が代行

*『紀』神代九段本文では大己貴神が經津主神・武甕槌神に「国分けし時に杖けりし広矛」を獻上する。

*『紀』神代九段一書第二では大物主神と事代主神が帰順する「首渠」(ひつのかみ)として服従する。

○天孫降臨

・ホノニニギノ命、五伴緒を従え、三種の神器(勾玉・鏡・草薙劍)を持ち、三神とともに、天忍日命・天津久米を御前として筑紫の日向の高千穂の久土布留多氣に天降る。

*『紀』神代九段本文、第四の一書、第六の一書ではニニギノ命は「真床追衾」に覆われている。

○十一月中辰日

・中臣の天神之壽詞奏上
忌部の神璽の劍・鏡献上

即位式・大嘗祭関連儀式

〔大嘗祭への侵犯〕

「大祓祝詞」の天つ罪に同じ

〔天つ罪の起源〕

○大(新)嘗宮の儀の前夜十一月中の寅日

鎮魂祭(冬至のころ)

・猿女(アメノウヅメの孫)がこの祭に係わる。

(『延喜式』の他、『弘仁式』『貞觀儀式』『古語拾遺』『旧事本紀』にも記録がある。)

*弱まつた太陽靈と天皇靈の復活の儀式

*鏡・珠の起源

○大祓(六月)

・『延喜式』践祚大嘗祭の条では大祓の使者が八月上旬にト定され派遣される。

*大祓の起源

(五穀の起源)

〔『日本書紀』持統天皇条では即位の時、また「神祇令」践祚の条では践祚の時に忌部により神璽の劍・鏡が獻上される。〕

○天神地祇の奉祭

*『延喜式』践祚大嘗祭の条では天神地祇に幣帛を供する使が派遣され、「神祇令」では天皇即位のときにことごとく天神地祇を祭ることが規定されている。

*天皇が全国の神々の祭祀権(各國の支配権)を獲得することを意味している。新天皇は即位後、または大嘗祭の時に全國の神々を祭り、幣帛を供し、その支配者であることを確認する。

○十一月中卯日

・大嘗宮の儀

新天皇は廻立殿からユキ殿・スキ殿へ渡る。

(中臣・忌部・猿女等天皇とともに行列をつくる)
ユキ殿・スキ殿の儀(天照大御神との共食、神座にて衾を身にまとい神との共床)

表六

アメノコヤネノミコト・職掌		フトダメノミコト・職掌	二神共通の職掌
記	本紀文	忌部遠祖 布刀玉命	1 鹿骨による占いと祭場の設営。
中臣連等祖 天児屋命 ○「布刀詔戸言禱白」	中臣連遠祖 天児屋命	2 賢木を抜き、枝に玉・鏡・寸手をかける。	2 賢木を抜き、枝に玉・鏡・寸手をかける。
忌部首等祖 布刀玉命 ○「布刀御幣登取持」	忌部遠祖 太玉命	3 天照大御神に鏡をさしだす。	3 天照大御神に鏡をさしだす。
(中臣連遠祖 天児屋命) ○「神祝祝之」	(忌部遠祖 太玉命)	4 尻久米繩をはり再び入らないように申し上げる。	4 尻久米繩をはり再び入らないように申し上げる。
中臣遠祖 天児屋命 ○「天児屋命」	(右に同じか)	1 賢木を抜き、枝に玉・鏡・和弊をつけ「相与致其祈禱」。	1 賢木を抜き、枝に玉・鏡・和弊をつけ「相与致其祈禱」。
中臣連遠祖 興台産靈兒 天児屋命		2 尻久米繩をはり再び入らないように申し上げる。	2 尻久米繩をはり再び入らないように申し上げる。
○賢木を掘り、枝に鏡・玉・木綿をかけ、それを太玉命にもたせ「広厚称辞祈啓」。			
忌部首遠祖 太玉 ○「造幣」			
忌部遠祖 太玉命 ○鏡・玉・木綿をかけた賢木を「執取」。			

た。この語りは粟国(うらわ)の忌部(おとめ)の遠祖(おとめのそと)天日鷦(あめのひのとよ)の木綿(もとん)や太玉命(たまみこと)の賢木(けんぼく)奉祭(ほうさい)という忌部氏(おとめうじ)本来(ほんらい)の語りを内包(ないぱう)しながら、他方(ほかほう)で中臣(なかみ)連遠祖(れんえんそと)興台産靈兒(こうだいさんりょうこども)といふ

産靈(さんりょう)を天児屋命(あめのこやまめ)に加上(かじやう)したり、天児屋命(あめのこやまめ)が全てを取り仕切(とりしき)る等(とう)、持統朝(じとうしやう)における中臣(なかみ)の復權(ふくせん)の要素(ゆうい)を持つている。

この神話(しんわ)は天武朝(てんぶしやう)以前(ぜうぜん)からの語りの上(うへ)に、天武朝(てんぶしやう)で忌部(おとめ)の職掌(しょくしょう)が付加(ふくわ)され、持統朝(じとうしやう)以降(いこう)、中臣(なかみ)氏(うじ)によって改変(かいへん)されたと推定(すいてん)できる。

注

- (1) 津田左右吉「古語拾遺の研究」「日本古典の研究下」昭和三十八年十一月 岩波書店。
- (2) 上田正昭「II部民制の展開 第一 忌部の職能」「日本古代国家論究」昭和五十二年十月 塙書房。
- (3) 即位式・大嘗祭の神話と儀礼との対応関係は次の表のように考えてみた。

で忌部氏の影響が強いとみられる第一と第三の一書についてみてみる。

第一の一書には省略があり、省略は直前に語られる本文によつて明らかにされている部分とみられるが、残された語りの中に忌部氏にかかわる地名と神名があらわれる。地名は神々が集つた天高市であるが、これは忌部氏の本貫地大和国高市郡とかかわる。神名は日前神である。この神については既述のとおり(三～四頁)、紀伊国の忌部氏と深くかかわる神であった。

第三の一書で祭祀の中心的役割を果すのは天児屋命であるが、語られる内容に忌部は深くかかわる。一つは粟国の忌部の祖神天日鷦があらわれることである。二つ目は太玉命が鏡と玉と木綿を懸けた賢木を執りもち、天児屋命が「ひろくあつくなべとみまつ」すことによつて、日神を天石窟からだすことができたということで、両神の役割分担がきわめて明確になつてゐることである。第三の一書は中臣氏側の手が加わつてはいても、そのもとの語りは忌部氏側のものであつた可能性を秘めている。

ここで天石戸神話の祭祀にかかわる忌部氏と中臣氏の祖神の職掌を各所伝ごとにみて、各所伝の新旧を天武朝を起点に考えてみる。

両祖神の職掌をみると次頁の表六のようになる。

表六のように整理してみると『古事記』、『書紀』本文、第一の一書系

では天児屋命とフトダマの職掌が対等であることが了解される。

『古事記』では天児屋命は祝詞を奏上し、フトダマノ命は御幣を持ち、それぞれ中臣氏、忌部氏の職掌の基本をよく伝えている。二神共通の職掌も、祭場の設営、賢木に幣を懸ける、天照大御神に鏡をさしだす、尻久米繩を張る等、四種にわたつており両神に上下関係はなく対等である。『書紀』本文には天児屋命、フトダマノ命の独自の職掌は何も語られておらず、両神は常に一対で同一の職掌に携つており、これまた両神対等

である。

第一の一書は省略があり、省略部分は本文と同じである可能性をもつてゐる。残された語りの中に両神はあらわれないが省略部分は両神が対等であったか。この異伝には日矛と鏡が造られることが語られているが、鏡の鋳造と日前神とは紀伊国の忌部との関係を語つてゐる。

右の三つの所伝のうち『古事記』と『書紀』本文は天武朝における中臣、忌部の朝廷内での地位に等しい。このことは天武朝に端を発した践祚大嘗祭における両氏の職掌をそのまま反映したものといえるのではないか。壬申の乱後、伊勢系の神々や祭祀、神話が朝廷に流入し、從来の皇室の日神信仰、祭祀、神話と融合し、新しい祭祀、神話が作られたであろう。それは天武天皇の帝紀・上古諸事の記定の詔とそう遠くないう時期で、その原型は天武在世中に作られ、語られた可能性が高いといえるのである。

もう一つの系統の神話をみてみよう。

第二の一書では忌部遠祖太玉は鏡作部遠祖天糠戸が鏡を造り、玉作部遠祖豊玉が玉を造つたのと同格で、幣を造つてゐに過ぎず、祭器具製造集団を統率する神ではない。

中臣遠祖天児屋命は「かなほ 神祝ほさ 祝ほさ 祝ほさ 祝ほさ

」とあり祝詞を奏上している。この神も他の神々を統べる役割を与えられていない。両神とも、旧來の皇室の日神祭祀の職掌をもつて語られた、素朴な神話とみられるものである。ここでは連も首の姓も付けられていない。

第三の一書は天児屋命が天神に命じられ、祭り全体を取り仕切る役を果してゐる。まず、天児屋命は真賢木を掘じて、上枝、中枝、下枝に八咫鏡、八坂瓊、木綿をそれぞれ懸ける。その賢木を太玉命に執り取たせて、日神に称辞たたへごと をし、祈啓のみまつ した結果、日神は石窟の外にでるようになつ

皇室系の神話に伊勢系の神話が流入し、融合していくことを明らかにした。⁽³⁵⁾

そして、三宅和朗氏は上記二氏の説を発展させ、異伝に省略があることを明らかにして、皇室系の神話に伊勢系の神話が加えられ、各異伝の中にも新旧の神話の要素が混在していることを認めた。⁽³⁶⁾ 今、三宅氏の分類に従つて当該神話を二分類すると表五のようになる。

三宅氏の分類によれば一つは『古事記』、『書紀』本文、同第一書系で、石屋戸にこもる神が天照大神であり、アメノウヅメの俳優と伊勢系統の神々である思金神、常世長鳴鳥、天宇受売命、天手力男、天津麻羅等があらわれる。表五の(I)系の神々である。これらの要素は壬申の乱以降、

伊勢の天照大神信仰が宮廷へ流入した後に形成されたものとみなされる。

もう一つは『書紀』第二の一書、同第三の一書系で、石窟にこもる神が日神（日神尊）で、天照大神より古い太陽神であり、石窟から日神を引きだすのも太玉命による賢木奉祭と天児屋命による祈禱である。つまり、アメノウヅメの俳優と伊勢系の神々の流入以前の天皇家の日祭信仰に基づいた物語である。この系統にあらわれる神々は天児屋命を除くと祭祀器具の作成にかかわっている（表五の(II)の系統の神々）。

三宅氏が指摘するように、記紀の各所伝は(I)の伊勢系の神話的要素と(II)の皇室系の神話的要素が融合してでき上つているとみられる。その中

天石屋戸神話の分類

(II)	(I)	記	紀本文	第一の一書	第二の一書	第三の一書	紀九第二の一書
布天玉 刀兒祖 玉屋命 命命命	伊斯許理度 津麻羅 天手力 天麻羅 天常思 天世長 天男壳 天命鳥 天羅神	天照大御神	天照大神	手天常思 力鉏兼 雄女鳴 神命鳥神	天照大神	日神・日神尊	日神
太天兒 玉屋命 命	天兒屋命 石凝姥	天照大神	天照大神	手天力 雄女 神命	天照大神	日	天手力 雄神
(太天兒玉屋命)	石凝姥	思兼神	兼神				
豊太天兒屋玉命	糠戸						
天兒玉 日明玉 驚玉命	石凝戸辺						
目日明一箇 彦玉驚玉 手置帆 児狭知 彦玉屋 神命命	櫛太天彦 玉知負 天彦神						

表五

（三宅和朗氏の分類に九段を付加した）

表四

持統七年	持統四年 (即位)	天武十三年	天武十年 (十二月)	天武十年 (三月)	天武九年	天武九年以前	中臣 忌部
直大式	葛原朝臣 大嶋	中臣大嶋 朝臣	朝 臣 (賜姓)	大山上 中臣連 大嶋 小錦下	連	連	中 臣
		忌部宿禰 色夫知	宿 禰 (賜姓)	小錦中 忌部連 首	連 (賜姓)	首	忌 部

天武十年では忌部連首は中臣連大嶋より二階級も上である。天武天皇が帝紀と上古諸事の記定の詔をだした時は忌部氏は中臣氏の地位を上まわっていた。天岩屋戸神話の中で忌部の遠祖フトダマノ命が中臣の遠祖天児屋命と対等に役割を果しているのは、この時代の両氏の地位関係を見た時に始めて納得できる。天武朝では天皇の意志は絶対のものであつたら、忌部氏が中臣氏と祭祀の面では対等または上位にあることは天皇の意志になつたことであつた。宮廷の祭祀の中で最も重要な大祀践祚大嘗祭の中で両氏が占める位置が天武によつて公認されたのがこの時期であつた。その意志は「令」の中に組み込まれ天武崩御後初の即位儀礼（持統四年正月一日）に、中臣の天神寿詞奏上、忌部の神璽の剣鏡の献上といふ儀礼に具体化していき、それ以降の規範となつたのであろう。

だが、持統天皇即位の時、忌部は神璽献上の職にあつたとはいえ、中臣は神祇伯になつてゐる。持統朝になると、忌部氏は天武朝以前と同様に中臣氏の下位に立つことを余儀なくされるようになつて

いたことが了解できる。

忌部氏が宮廷で中臣氏と対等、あるいは上位の姓や地位に居られたのは壬申の乱後の天武治政十四年間に過ぎなかつたといえる。

六 忌部氏と天石屋戸神話

これまで「践祚大嘗祭」の中における忌部氏の職掌とそれを得るに至つた重要な時期として天武朝の十四年間にについて述べた。ここでは忌部氏の職掌が反映している天石屋戸神話をみながら、この神話と忌部氏とのかかわりを考えてみる。

記紀神話の中で天石屋戸の段は大嘗祭と一体であつた鎮魂祭が強く反映したものであることは周知のことであり、天石屋戸（天石窟）の前のアメノウヅメの舞踊がそのことを端的に示している。しかし、アメノウヅメの舞踊の前の諸準備にあらわれる神々とその働きは、また大嘗祭のそれでもあつた。

この神話がいつごろ作られ、また語られたのか不明なことが多いが、記紀の五種の所伝の構成要素を分類することによって、それぞれの所伝の前後関係を見定め、神話の成立時期や形成プロセスの解明が可能になつた。

その先鞭をつけられたのは三品彰英氏であった。⁽³⁴⁾ 三品氏は神話の要素を分類し、古い順に、「書紀」第一の一書→「書紀」第二の一書→「書紀」第三の一書→「書紀」本文→「古事記」と考えた。氏は各所伝全体を古いものと新しいものと分け、所伝をある時代に記録されたもので、所伝内部に新旧の要素が混在しているとは考へなかつた。

また、松前健氏は当該神話を伊勢系の要素と旧来の皇室系要素に分け、

忌部首子麻呂は美濃国に派遣され、神に供する幣を課す役についている。

(4) 孝徳紀大化二年（六四六）三月

忌部木菴・中臣連正月の二人過とがあり。

(5) 天武紀元年（六七二）七月三日

壬申の乱で、將軍大伴連吹負に従い、忌部首子人らは古京を守る。

(6) 天武紀二年（六七三）十二月五日

大嘗に侍奉する中臣・忌部及び神官、ならびに播磨・丹波両国（ユキ・スキの国）の郡司以下の者、悉く祿を賜ふ。（践祚にかかる大嘗祭の初出か）

(7) 天武紀九年（六八〇）正月八日

忌部首首に連の姓を賜ふ。弟忌部色弗も共に喜び拝す。（これは天武朝における賜姓の初出である）

(8) 天武紀十年（六八一）三月十七日

天皇は大極殿にて詔。川嶋皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首に対し、帝紀及び上古の諸事を記定するよう命じ、大嶋・子首が親ら筆を執りて錄す。

(9) 天武紀十三年（六八四）十二月二一日

大伴連……忌部連五十氏、宿禰の姓を賜ふ。

(10) 持統紀四年（六九〇）正月一日

物部麻呂朝臣、大盾を樹つ。神祇伯中臣大嶋朝臣、天神壽詞を読む。

畢りて忌部宿禰色夫知、神璽の劍・鏡を皇后に奉上る。皇后、即天皇します位す。

中臣氏が大化前代から数多くの記録をもつてゐるのに對し、忌部氏の記録は神代を除き孝徳朝以前には見当たらない。そのことは両者の大化

以前のあり方を相当程度反映したものであろう。

大化元年に忌部首子麻呂が美濃国へ神に供える幣を課すために遣わさ

れていることは、新(大)嘗祭の神幣ないし道饗祭のためとも考えられ、⁽³³⁾このころ、忌部氏が宮廷祭祀の中核にかかわりをもつていたことを示し

ている。また、大化二年には忌部氏と中臣氏が対になつてあらわれるが、理由は不明である。

そして天武時代に入る。中臣氏は壬申の乱で金を中心として近江朝側に付き、その為に天武朝時代、宮廷での政治勢力を全面的に後退させたことは既にみた。それに對し、忌部氏は天武方に付き、首子人は古京飛鳥を守る功を立て、天武天皇の信を得ていつた。そのことを中臣氏と比較しながらみてみる。

天武二年、大嘗祭において、中臣、忌部はじめて同列に置かれ、対等の地位にあつた。

大嘗祭は天武朝以前では新嘗祭との區別がなされていなかつたが、天武天皇の時に即位の年（または翌年）の新嘗祭を大嘗祭（践祚大嘗祭）とするようになつた。この国家的祭祀の中で中臣、忌部が対等であることは忌部氏の宮廷内での地位の向上を示している。從来（大化前後）、忌部氏は新嘗祭に関与していたことは認められるが（大化元年七月）、中臣鎌足が神祇伯に相當する地位（皇極三年）にいたのに対し、どの程度の地位にいたのかは不明である。しかし、中臣鎌足の地位、活躍から比すれば、小さなものにすぎなかつたであらうことは容易に察することができる。

そして、大化九年に忌部首首は連姓を賜つてゐる。この賜姓は天武朝における最初の賜姓という意味でも重要であるが、忌部氏が姓において、中臣氏と同等になつたことに意義がある。中臣と忌部の天武朝前後の姓と地位を比較してみると次の表四のようになる。

氏をその本来の職掌である神官にもどすことに目的があつたと推測できる。しかも、神官の職も中臣氏の独占とするのではなく、忌部氏のような身分は高くはないが伝統をもつた神職にかかる氏族を中臣氏と対等かそれ以上の地位に置くことによつて、中臣氏を牽制しようとしたところができる。

天武朝時代には中国の伝国璽の思想によつて神璽の鏡劍という思想が導入され、それが即位式（持統天皇を想定）に神璽の獻上⁽³²⁾という形で実現化するが、それも淨御原令に儀式として規定させていたのではないか。そして、その職に与つたのが忌部氏であろう。また、記紀神話の基本構想も、天武十年の詔後の、天武在世中に出来上つていつたとみられよう。それらがまだ完成しないうちに天武天皇は崩じ、持統天皇にひき継がれることになる。

三番目は天武朝以後である。

中臣氏が復権していくのは天武崩後であるが、その徵候は大津皇子謀反の際の中臣氏の動きの中にあらわれる。大津皇子の謀反の計画が発覚し、その直後皇子は死を賜うが、その事件に連座したもののうち、礪杵道作⁽³³⁾が伊豆へ流され、沙門行心が飛驒の寺に移されただけで、大舎人中臣朝臣臣麻呂等三十余人は罪なしである。臣麻呂は三年後の持統三年に判事として復権している。また、大嶋は持統四年神祇伯とされ、位も直大式（持統七年）になつてている。

そして、藤原史（不比等）が持統三年に判事として初出する。時に不比等三十一歳である。以後、不比等は娘宮子を入れさせ（文武元年—六九七）、首皇子（後の聖武天皇）を生ませることができ（大宝元年—七〇一）、また、藤原、中臣分立の詔を得て、太政官と神祇官での藤原氏、中臣氏の役割を固定させ（文武二年—六九八）、さらに刑部親王らと律令撰定の詔を受け

る（文武四年—七〇〇）等、中央での地位を固めていった。不比等が持統天皇の信を得、皇位繼承に深くかかわっていたことは、草壁皇子の佩持していた刀が草壁皇子→不比等→文武天皇→不比等→聖武天皇へと草壁の嫡系に伝えられることにより端的に表わされている。⁽³⁴⁾

藤原氏の宮中における政治権力への復権は天武崩御直後から始まり、

鎌足の嫡流である不比等の判事への任命により、不動のものとなつていつたといえよう。

五 忌部氏の動向—『書紀』より

忌部氏と比較するために『書紀』からうかがえる中臣氏の動向を見てみる。忌部氏の『書紀』に語られる記録は次にあげるものである。

(1) 神代七段、天石屋戸の段

- ・忌部遠祖太玉命は天児屋命と共に鏡等を懸けた賢木をもつて祈禱し、しりくめ繩を張る（本文）。
- ・太玉命は幣を造る（第二の一書）。

- ・忌部首遠祖太玉命は天児屋命の命により賢木をとり持つ（第三の一書）。

(2) 神代九段、天孫降臨の段

- ・ホノニニギノ命に従つて五部神の一として降臨する（第一の一書）。
- ・太玉命は大己貴神を祭る。
- ・天児屋命と共に殿の内にいて玉鏡を守れとの勅を受ける（第二の一書）。

(3) 孝德紀大化元年（六四五）七月十四日

伯を挙すという形であらわれる。鎌足はこれを固辞する。この当時神祇伯はなかつたので、これは律令官制の語を用いたものであるが、中臣氏が神祇伯に相当する地位にあつたことを示している。鎌足は崇仏派であつた蘇我氏を中大兄皇子と結びつき倒し、既に勢力を失つていた物部氏に代つて神祇で最高の地位を占めたのである。鎌足はまた藤原の姓と大織冠という冠位を与えられ、政治的にも臣下として最高の地位を極めた。

鎌足の死後、壬申の乱まで、中臣金連⁽³⁰⁾が、祝詞、神事を宣べ、右大臣にもなり、鎌足亡き後の氏上の役割を果してゐる。金もまた、神祇と政治の両方に活躍していることがわかる。

金は天智天皇崩御後、近江朝を支える重鎮の一人であり、壬申の乱では大友皇子を支え、大海人皇子に対立することになる。結局、近江側の敗北で、金は浅井の田根において斬られ、子等は配流となる。壬申の乱の時、鎌足の子不比等の動向は明らかではないが、乱當時十四歳であった彼が、天武在世中に『書紀』の中に一度も登場していないことから、近江側に味方していたと考えられる。

次は天武朝の十四年間である。

天武朝において、中臣氏が天智朝に占めていたような政治的地位にいなることは、記録される人物の位階や職掌から明らかとなる。

もちろん、天武天皇の親政ということともかかわるが、天武時代の中臣氏には天智時代の政治勢力はない。

天武朝で中臣（藤原）氏としてあらわれるのは鎌足の娘で天武天皇夫人氷上姫と中臣連大嶋である。夫人氷上姫は鎌足の栄光の時代の遺産である。大嶋は四回あらわれるが地位は大山上（正六位相当）、小錦下（従五位相当）であり、神祇伯にもなつていない。『書紀』にあらわれの大嶋の記録は田村圓澄氏の整理に従うと表三のようになる。

大嶋は持統四年、五年に神祇伯として天神壽詞を奏上しているが、この奏上は恐らく、天武二年に編纂の詔がだされ、持統三年に班布された淨御原令の規定によるものであろう。この規定は、天智朝で強大になりすぎた鎌足や金の政治勢力を見続けてきた天武天皇の意志であり、中臣

表三

番号	官職・位階	氏名	年	月
(1)	大山上	中臣連大嶋	天武	十年三月
(2)	小錦下	中臣連大嶋	天武	十年十二月
(3)	小錦下	中臣連大嶋	天武	十二年十二月
(4)		藤原朝臣大嶋	天武	十四年九月
(5)	直大肆	藤原朝臣大嶋	朱鳥	元年正月
(6)	直大肆	藤原朝臣大嶋	朱鳥	元年九月
(7)	直大肆	藤原朝臣大嶋	持統	元年八月
(8)		藤原朝臣大嶋	持統	二年三月
(9)	神祇伯	中臣大嶋朝臣	持統	四年正月
(10)	神祇伯	中臣朝臣大嶋	持統	五年十一月
(11)	直大式	葛原朝臣大嶋	持統	七年三月

大嘗す。神祇伯中臣朝臣大嶋、天神壽詞を読む。

(46) 持統紀七年（六九三）三月十一日

直大式^{ふちばら}葛原朝臣大嶋に賄物^{はがりもの}賜ふ。

(47) 同年六月四日

葛原朝臣臣麻呂ら七人直広肆を授けられる。

* 持統紀八年（六九四）十二月六日

藤原宮に遷居。

(48) 持統紀十年（六九六）十月二十一日

直広式藤原朝臣不比等、資人五十人を賜ふ。

以上で『日本書紀』の記録は終るが、いくつか必要なことを列記して

おくと、

○文武元年（六九七）八月一日

持統天皇讓位。文武天皇即位。（不比等の娘宮子の入内、八月二十日）

○文武二年（六九八）八月十九日

藤原、中臣分立の詔。

○文武四年（七〇〇）六月十七日

刑部親王、藤原不比等らに律令撰定の詔。

○大宝元年（七〇一）三月二十一日

大宝令を施行。直広壹藤原朝臣不比等、正三位、大納言となる。

○大宝二年（七〇二）十二月二十二日

持統太上天皇崩。

○慶雲四年（七〇七）四月十五日

藤原不比等に食封五千戸下賜。（固辞し一千戸を賜ふ）

文武天皇崩（六月十五日）、元明天皇即位（七月十七日）。

○和銅元年（七〇八）三月十三日

従四位上中臣朝臣意美麻呂、神祇伯となる。大納言正一位藤原朝臣不比等、右大臣となる。

○和銅五年（七一二）一月二十八日

古事記完成。（『古事記』序文）

○和銅七年（七一四）六月二十五日

首皇子（不比等の娘宮子の子）皇太子元服。

○養老四年（七二〇）五月二十一日

日本書紀三十巻 系図一巻成る。

○右大臣正二位藤原朝臣不比等薨。（八月三日）。

（以上は『古事記』完成を除いては『続日本紀』による。）

右にあげた記録は鎌足が出現する前の(1)と後の(18)とで大きく二つに分けることができる。

まず、鎌足出現前の(1)までの記録をみてみると、(1)(2)の神代では中臣連（氏）の遠祖が宮廷の祭祀に深くかかわっていたことが語られる（後述二〇貞）。『垂仁紀』の(4)(5)では「神祇の祭祀」「ト占」にかかわり、(8)の神功天皇条では宮廷の「審判者」になつてゐる。

また、(10)から(13)では物部氏と共に排仏運動の中心的役割を果してゐる。

このことは、後世、中臣氏が政・祭（律令制における大政官と神祇官）の両方に絶大な力を持つ基礎となつてゐる。

中臣氏の祭官としての地位はすでに欽明朝のころに確立していたといえよう。

次に(18)の鎌足の登場以後をみてみると、鎌足の登場から壬申の乱における近江朝の敗北、右大臣中臣金連の斬首までの二十八年間、天武天皇即位から崩御までの十四年間、そしてそれ以降、の三つの期間に分けることができる。まず、最初の二十八年間であるが、鎌足がいきなり神祇

右大臣中臣連金、浅井の田根たねにて斬られる。子等は配流。

(31) 天武紀二年（六七三）二月二十七日

天武天皇、飛鳥淨御原宮にて即位。

妻の中に夫人藤原大臣の女、水上娘ひかみのいらつめがおり但馬皇女を生む。

(32) 天武紀八年（六七九）九月六日

天皇、皇子たちと盟約。

(33) 天武紀十年（六八一）正月二日

幣帛を諸神祇に頒あからまだす。同正月十九日、畿内及び諸国に詔し、あまつやしろ天地社の神の宮を修理せしむ。

(34) 同年二月二十五日

律令（淨御原律令）の編纂の詔。草壁皇子皇太子となる。

(35) 天武紀十年（六八一）三月十七日

帝紀。上古の諸事の記定の詔。中臣連大嶋は大山上で第十二番目に名が連ねられる。

(36) 天武紀十年十二月二十九日

中臣連大嶋ら十人に小錦下を賜ふ。

(37) 天武紀十二年（六八三）十二月十三日

小錦下中臣連大嶋ら四人あめのした天下を巡行し、諸国の境界を限分きかふ。

(38) 天武紀十三年（六八四）十一月一日

大三輪君、中臣連等五十五人、朝臣を賜ふ。

(39) 天武紀十四年（六八五）九月十八日

藤原朝臣大嶋ら十人、御衣袴を賜ふ。

(40) 天武紀朱鳥元年（六八六）正月 是月

新羅の金智祥を饗するために直大肆藤原朝臣大嶋ら五人筑紫に遣わさ

れる。

※ 天武紀、朱鳥元年九月九日

天武天皇崩御。

同年九月二十四日

大津皇子謀反。同年十月三日 皇子死。

(38) 天武紀朱鳥元年九月九日

直大肆藤原朝臣大嶋、兵政官の事をしおざことだまつる。

(39) 持統紀 称制前紀（朱鳥元年）十月一日

大津皇子逮捕とともに大舎人中臣朝臣おみまろ臣麻呂ら三十餘人逮捕される。

(40) 持統紀元年（六八七）八月二十八日

直大肆藤原朝臣大嶋ら二人、天皇の命により三百の大徳に袈裟を奉施する。

(41) 持統紀二年（六八八）三月二十一日

藤原朝臣大嶋、しおざことだまつる。

(42) 持統紀三年（六八九）二月二十六日

藤原朝臣史、中臣朝臣臣麻呂九人判事おみまろとなる。

(43) 持統紀三年四月十三日

草壁皇子尊薨。

同年六月二十九日

淨御原令二十二巻、班ち賜ふ。班布。

(44) 持統紀四年（六九〇）正月一日

物部麻呂朝臣、大盾を樹たつ。神祇伯中臣大嶋朝臣、天神壽詞を読む。

(45) 持統紀五年（六九一）八月十三日

畢りて忌部宿禰色夫知、神璽の劍・鏡を皇后に奉上たこまつる。皇后即位す。

(46) 持統紀五年十一月（二十四日）

藤原ら十八氏に詔して其の祖等の墓記を上進させる。

- (20) 孝徳紀即位前紀、大化元年（六四五）六月十四日
中大兄皇子、中臣鎌子連と語り即位せず。孝徳天皇即位。中臣鎌子連は大錦冠を授かり内臣うちのみとなる。
- ※ 孝徳紀大化二年（六四六）正月
大化改新の詔。
- (21) 孝徳紀大化三年（六四七）三月十九日
中臣徳、罪を得。
中臣連正月、過あり。
- (22) 同 大化三年是歳
小山中中臣連押熊ら孔雀、鸚鵡の献上役。
- (23) 孝徳紀白雉五年（六五四）正月五日
中臣鎌足連、紫冠を授けられる。
- (24) 齊明紀七年（六六二）七月二十四日
齊明天皇崩御、天智天皇称制。
- (25) 天智紀二年（六六三）八月二十八日
白村江にて唐・新羅連合軍に敗北。
- (26) 天智紀三年（六六四）十月一日
中臣内臣、郭務悰かむむちやうに物を賜ふ。
- (27) 天智紀六年（六六七）三月十九日
近江へ遷都。
- (28) 天智紀十年（六七一）九月十七日
天智天皇疾病。大海人皇子を召して後事をたくす。皇子は即日出家し、十九日吉野へ隠れる。右大臣中臣金連ら三人見送る。
- (29) 天智紀十年十一月二十三日
大友皇子、右大臣中臣金連ら六人、天智天皇の遺詔に従うことを誓う。
- ※ 天智紀十年十二月三日
天智天皇崩御。
- (30) 天武紀元年（六七二）六月二十二日
壬申の乱始まる。大海人皇子、吉野より詔。
- (31) 天武紀元年七月二十三日
大友皇子、山前やまさきにて自縊。
- (32) 天武紀元年八月二十五日
天武紀元年八月二十五日
- 天皇、山科に狩に幸く。藤原（中臣）内大臣及び群臣従う。
同年秋 藤原内大臣家に霹靂かむろ（落雷）あり。
同年十月十日
天皇、藤原内大臣家に幸す。
同年十月十五日
藤原内大臣に大織冠と大臣の位とを授け、藤原の姓を賜ふ。
同年十月十六日
藤原内大臣薨。
- (33) 天智紀九年（六七〇）三月九日
諸神に幣帛あがを班つ。中臣金連、祝詞を宣る。
- (34) 天智紀十年（六七一）正月五日
大錦上中臣金連、命にして神事を宣る。
- 中臣金連は右大臣となる。

四 中臣氏の歴史的動向－『書紀』より

中臣氏は朝廷の祭祀にどうかかわっていたのか。中臣氏のかかわる記録を『日本書紀』より抜きだし確認しておく。

- (1) 神代七段、本文、第二、第三の一書
中臣連の遠祖、天兒屋命が天岩屋戸の段で神事を執行。
- (2) 神代九段、第一、第二の一書
天孫降臨の段で、中臣氏の遠祖、天兒屋命が配侍。
- (3) 神武即位前紀
天皇、菟狹津媛を侍臣、中臣氏の遠祖、天種子命にめあわせる。
- (4) 垂仁紀二十五年二月八日
五大夫の一人、中臣連の遠祖、大鹿嶋ら、神祇の祭祀について詔を賜ふ。
- (5) 垂仁紀二十五年三月「一云」の条
中臣連の祖、探湯主、ト占をおこなう。
- (6) 景行紀十二年十月
景行天皇西征の時、「直入中臣神」ら三神に祈ひをする。
- (7) 仲哀紀九年二月
仲哀天皇崩御の時、中臣烏賊津連ら四大夫は宮中守衛をする。
- (8) 神功皇后攝政前紀（仲哀九年三月一日）
中臣烏賊津使主が宮廷の審神者となる。
- (9) 允恭紀七年（四一八）十二月一日
舍人中臣烏賊津使主は天皇の命をうけ弟姫を参上させる。
- (10) 欽明紀十三年（五五二）十月
中臣連鎌子、物部大連尾輿は崇仏に反対の奏言をする。
- (11) 敏達紀十四年（五八五）三月一日
中臣連勝海、物部大連守屋は蘇我氏の崇仏に反対し、疫病流行は崇仏のせいとする。
- (12) 敏達紀十四年（五八五）六月「或本云」
中臣磐余連、物部守屋大連、大三輸君逆は仏法を滅ぼすため、寺塔を焼き、仏像を棄てようとした。
- (13) 用明紀二年（五八七）四月
天皇が三宝に帰依することを群臣に議るが、中臣連勝海は物部大連守屋と共に反対し、挙兵しようとして殺害される。
- (14) 推古紀十六年（六〇八）十五日
中臣宮地連烏摩呂ら三人、隋使の掌客となる。
- (15) 推古紀二十年（六一二）二月二十日
中臣宮地連烏摩呂は堅塩媛の改葬の時に誅を奏す。
- (16) 推古紀三十一年（六二三）是歳
中臣連国は征新羅の意見を述べ、その年に征所羅の大將軍となる。
- (17) 舒明即位前紀（六二八）
中臣連彌氣ら四人の臣、皇位繼承につき田村皇子の即位に同調する。
- (18) 皇極紀三年（六四四）正月一日
中臣鎌子連、神祇伯に拝す。（固辞する）
鎌子、中大兄皇子と法興寺の楓の下にて会う。
- (19) 皇極紀四年（六四五）六月十二日
中臣鎌子連は中大兄皇子たちとともに蘇我入鹿を大極殿にて謀殺する。

雖_レ得_ニ王名_。不_レ在_ニ皇親之限_。

とあり、天皇の兄弟、皇子は親王とし(女子は内親王とする)、それ以外は諸王とせよという。そして親王から数えて五世は皇親(王族)ではないとするので、親王から四世までが王族とされたことがわかる。この王族の世継、繼嗣を把すること、つまり名簿の管理⁽²⁵⁾などであろうか。

(2) 宮内礼儀は「職員令」中務省内礼司の条に、

正一人。掌。宮内礼儀。禁_ニ察非違_。—以下略—

とあることより推測できる。内礼司の司る礼儀_ハは宮門内の礼儀である

が、東野氏はここでは「職員令」式部省にある「礼儀」の意味に近く、孝徳朝時代では広く朝廷の礼儀を掌るとみた方がよいとみる。そうみれば忌部は新嘗祭を含めた朝廷の礼儀_ハ（諸祭をとりおこなう作法次第⁽²⁶⁾）にかかわっていたことが明らかとなる。

(3) 婚姻は「職員令」治部省の条に

卿一人。掌。本姓。繼嗣。婚姻。祥瑞。喪葬。贈_ニ賄_。国忌。諱。及諸蕃朝聘事。—以下略—

とあるうちの一つである。これは本姓、繼嗣の管理とかかわり、王族とあるうちは本姓、繼嗣の管理とかかわり、王族の名簿等の管理ともかかわる。

(4) ト筮_ハはト兆と占筮_ハのことをさす。「職員令」神祇官の条に

伯一人。掌。神祇祭祀。祝部神戸名簿。大嘗。鎮魂。御巫。ト兆。惣_ニ判官事。—以下略—

とあり、同じく中務省陰陽寮の条に

—前略—陰陽師六人。掌。占筮相_ニ地。—以下略—

とある。ト兆は龜トであり、筮_ハは占筮_ハで筮竹を使う占いであり、相地は地相を選ぶことである。「令」制下ではト兆は神祇伯(中臣氏)の職であり、占筮_ハは陰陽師の職であつたが、大化前代では忌部氏もその両方に

かかわっていたことが知られる。

(5) 夏冬二季御ト之式。これは玉体を占つて「御つつしみ」の要あればこれを奏聞するという式典で、六月と十二月に行なわれる。

『延喜式』四時祭上の「ト_ニ御体_。」の条がこれに該当する⁽²⁷⁾。

以上から祠官頭の職掌は令制の神祇官の伯などより広い職掌であることがわかるが、忌部が必ずしも祭祀にかかわる職掌についていないこと、またついていてもト筮と御ト之式だけであつたことは注目すべきである。

このことについて東野氏は、大化前代の祭祀の職掌は祭官として氏族的に成立していた中臣氏のもので⁽²⁸⁾、忌部氏は新来の易占の分野とかかわり、中央政治の管理下にあつたと推定している。忌部氏の記録が神代を除き、孝徳天皇の時が最も古いということは、忌部氏そのものは古くから存在していたが、中央の祭官として大きな地位を占めるのは大化以降であつた可能性を推測させる。

忌部氏が占筮相地にかかわっていたことは、忌部氏が大嘗宮の造宮や壊却の鎮祭、あるいは大殿祭、御門祭を職掌としたことの源を示しているとみなせようか。

いずれにしても大化前代の宮廷における祭祀の中心は中臣氏であり、忌部氏はその下でト筮(占)等を職掌としながら、朝廷祭祀に参画していたようである。それが、何故に天武持統朝で中臣氏と対等に近い形で宮廷祭祀にかかわることができるようになつたのか。中臣氏と忌部氏の歴史的動向を追うことによつて考えてみたい。

成の著した『古語拾遺』は神靈獻上について微妙な表現をしている。『古語拾遺』の中に神靈獻上は一ヵ所にあらわれる。最初は神武天皇条で、神籬を建て宮中の神々を祭り、大嘗祭の準備をしているところで、「其の物既に備はりて、天富命、諸の斎部を率て、あまつしるし天靈の鏡・劍を捧げ持ちて、正殿に安き奉り、并瓊玉を懸け、其の幣物を陳ねて、殿祭の祝詞す。次に、みかど宮門を祭る」と、その職掌を語るところにあらわれる。「天靈」の鏡・劍を捧持し、正殿に奉安することは、天皇に直接獻上するのではなく、天皇の御す正殿に安置するのであり、辰日節会前段行事のような儀ではない。

二番目は崇神天皇条で、「更に斎部氏をして石凝姥神が裔・天目一箇神が裔の二氏を率て、更に鏡を鋤、劍を造らしめて、護の御靈と為す。是、あまつひ今 践祚す日に、獻る神靈の鏡・劍なり」とある。桓武、平城天皇の時代、践祚、即位、大嘗祭は既に分離していたからこの文は文字通り践祚の日で大嘗祭の時のものではない。ここでは誰が「神靈」を獻るのか主語が明らかにされていない。平城天皇の践祚では斎部は践祚の時、神靈獻上に与からなかつたことは既述したが、それをふまえると、忌部氏以外の人物による獻上ということになる。

ところで、神武天皇条では「天靈」とし、高天原から持ち伝えてきた鏡劍を指し、崇神天皇条は「神靈」と書かれ、忌部系の神裔が護の御靈として地上で鑄造したものであるとする。

そこには大嘗祭の時に正殿に奉安された「天靈」の鏡・劍、つまり斎部が捧持するものが正統であり、践祚の時の神靈は模造品であるとの意識を認めることができよう。二種類の「天靈」「神靈」は桓武、平城時代の神靈獻上の儀の移動に対応して語りだされたものかもしれない。

忌部氏による神靈の鏡劍獻上という記録は持統天皇以前には見当たら

ず、また神話にもあらわれない。神話では鏡劍の由来に関しても、鏡については『記』、『紀』神代第七段第二、第三の一書に、また、劍（草薙劍）については『記』、『紀』第八段本文、第二、第三、第四の一書に語られている。獻上については、鏡は天石屋戸の段で鏡を枝につけた賢木を天照大神に獻上という形で忌部、中臣、両氏がかわりつつ語られる（『記』、『紀』第七段本文、第三の一書）。劍も天照大神または天上に獻上という形で語られる（『記』、『紀』第八段本文、第四の一書）。劍の獻上には忌部・中臣両氏とともにかかわらない。

こうみてくると神靈の獻上という職掌が忌部氏のものとされるようになつたのは、天武・持統朝以降であるといえる。

三 忌部氏の職掌—『古語拾遺』より

ここで「践祚大嘗祭」からうかがえる天武・持統朝より古い孝徳朝の忌部氏の職掌をみておきたい。資料としては新しい『古語拾遺』孝徳天皇条にある諱部首作斯いみべのおびとまかしである。「諱部首作斯」については、従来の「諱斎部首作賀斯、拜神官頭今神祇伯也」という文章の前後に誤りがあることが東野治之氏により指摘され、尊經閣文庫蔵の『本朝月令』によつて本文が訂正されるようになつた。⁽²⁴⁾ そして、忌部氏の職掌は「神官頭今神祇伯也」ではなく「祠官頭かむづかまのかみ」であり、その職掌は中國の職掌にならつたものとみなされる。『古語拾遺』は祠官頭の後に、「令掌叙王族、宮内礼儀、婚姻、ト巫（筮）、夏冬二季御ト之式、始起此時」と記録しているので、「令」を参考にその職掌をみておく。

(1) 叙王族は「繼嗣令」によれば、

凡皇兄弟皇子。皆為親王、女帝子亦同。以外並為諸王。自親王五世。

表二

		中臣の寿詞奏上	大嘗祭	忌部の神璽献上	大嘗祭
践祚(即位)				践祚(即位)	
		持統天皇 四年(六九〇)正月一日	○	持統天皇 五年十一月	○
		「神祇令」 七世紀末—八世紀後半			
		光仁天皇 宝龜二年(七七一)十一月二十一日(卯の日)	○	文武天皇(六九七) この間八代になし	○
		「跡記」(七九〇)ころ	○	桓武天皇(七八二) 平城天皇(八〇六)	○
		天長十年(八三三)仁明天皇 以降	○	光仁天皇(七七〇) 文徳天皇(八五〇) 清和天皇(八五八)	○
		『儀式』(八七二) 〔延喜式〕(九二七) 〔践祚大嘗祭〕 〔大政官〕大嘗祭条	○ ○ ○	天武天皇 神武天皇 この間40代の中 八代にあり	○
『西宮記』 『北山抄』 『江家次第』		光孝天皇(八八四) 宇多天皇(八八七) 朱雀天皇(九三〇) 冷泉天皇(九六七)	○ ○ ○ ○	天長十年(八三三) 仁明天皇の時から廢止 〔西宮記〕『北山抄』より	○
		『儀式』(八七二) 〔延喜式〕(九二七) 〔践祚大嘗祭〕 〔大政官〕大嘗祭条	○ ○ ○ ○	弘仁儀式? 天長十年(八三三) 仁明天皇の時から廢止 〔西宮記〕『北山抄』より	○
		実際にはなし	× × ←○	○ ←○	○
『西宮記』(九六九以前) 『北山抄』(一一一七ころ) 『江家次第』(一一一ころ)×		実際にはなし	× × ←○	○ ←○	×

大嘗祭辰日の記録があらわれる

平城

という三段階の儀礼が確立している。

右の記録では忌部は践祚の時の神璽の授受の儀には一切与つていな

い。

このことは、持統天皇以前に、歴代天皇の即位の時（持統以前は即位のみであった）、神璽等が授受された例は八例⁽²⁾あるが、それにも忌部は全くかかわっていないことと軌を一にする。このようにみてくると、即位の時忌部が神璽鏡剣を献上したのは、持統四年から「大宝令」や「養老令」が施行されていた期間ということになる。

「跡記」によれば忌部の神璽献上は大嘗祭の時とある。そして、「跡記」の筆録時期に最も近い大嘗祭は桓武天皇の天応元年（七八一）十一月となる。すると桓武天皇の前の光仁天皇の大嘗祭（宝亀二年・七七一）ころまでは、即位の時、忌部の神璽献上がなされていたとの推測は可能である。このことを念頭に置いて、光仁（七七〇—七八一）、桓武（七八一—八〇六）、平城（八〇六—八〇九）の三天皇の践祚から大嘗祭までの記録を見てみると従前のそれと異った面が浮かび上ってくる。

- ① 文武天皇から称徳天皇までは先帝の崩御ないし譲位後、直ちに（同日）受禅、即位が行なわれていたが（元正天皇は例外）、それが行なわらず先帝の譲位後、二カ月余りのち即位した。
- ② 文徳天皇以後称徳天皇の記録で、持統天皇五年十一月の「辛卯」以来初めて、大嘗祭（宝亀二年十一月癸卯日）に中臣による神寿詞奏上が記録にあらわれる。

右の二つのうち②では、忌部の神璽献上が持統五年の大嘗祭と同様、記録されていない。ということは、大嘗祭において持統五年に举行された儀礼、つまり、中臣による神寿詞奏上のみで、忌部の神璽献上がな

つた儀礼がこの時まで続いていたことを示している。

次に桓武天皇をみてみよう。

① 桓武天皇の時から譲位または崩御後、直ちに践祚をし、それから五カ月以内に即位をし、大嘗祭を行なう三段階の儀礼が定まった。

② 桓武天皇崩御直後の践祚の時（平城天皇践祚）に「璽」と「劍樁」が東宮に献上される。

三人目の平城天皇では次の特徴がある。

① 平城天皇践祚の時、「璽」と「劍樁」を皇太子に献上することが、文武天皇後、初出する。

② 平城天皇の大嘗祭の時から、大嘗祭辰日行事が記録されはじめる。

右のことからえることは、践祚の時に神璽が皇太子に献上されたのは平城践祚（桓武崩御）の時が初出で、その儀には忌部氏はかかわっていないことである。その代りに平城天皇の大嘗祭では、辰日節会前段行事が実施されていたと推定できる。ただ、「跡記」には忌部氏の神璽献上は大嘗祭のときとあるから、国史の記録にはあらわれないが、平城より一代前の桓武の時にも行なわれていたとみた方がよい。

以上、忌部氏の神璽献上の記録を表にすると次頁の表二のようになる。中臣氏の天神寿詞奏上は持統天皇の時から、八世紀末光仁天皇の時までは践祚と大嘗祭卯日の両方で行なわれ、それ以後も、大嘗祭の辰日節会前段行事として挙行されていた。それに対し、忌部氏の神璽献上は持統天皇から光仁天皇までの約七〇年間践祚の時に行なわれ、桓武天皇以降仁明天皇までの約五〇年間は大嘗祭の辰日に行なわれた。仁明天皇以降は『儀式』や『延喜式』の大嘗祭の辰日の行事と記録されるが、實際には行なわれなくなっていたとみてよい。

ところで、桓武、平城両天皇の践祚大嘗祭に接しているはずの斎部広

から、大嘗祭の辰日節会前段行事に移行していることになる。

持統天皇以降、延暦十六年まで『続日本紀』、『日本後紀』には即位式と大嘗祭のどちらにおいても神璽鏡劍獻上のことは記録されていない。

大嘗祭関係の記録についていえば、辰日のことが記録にあらわれるのは桓武天皇の大嘗祭以後であり、それ以前には記録そのものがない。

次いで『西宮記』(18)（一〇世紀末成立か）の「大嘗会事」条、辰日神事の中臣の寿詞奏上の項に注として、忌部の神璽獻上のことが記録されている。

中臣_{中略}入跪、奏天神壽詞_{長不被下、仍不奏}_{以下略}

『西宮記』では忌部氏の大嘗祭での神璽獻上は天長から行なわれなくなつたといつており、忌部の神璽獻上の項目がなくなつていて。また、『北山抄』(19)の卷五「大嘗会事」でも同様なことが記録される。

神祇官中臣捧賢木、〔注略〕入自同門東扉、就版、跪奏天神之壽詞、〔注略〕

忌部奉神璽鏡劍、共退出、「群臣起、寛平式云、天長以來此事停止、清涼抄云、近代不給此神璽、只奏其詞者、而寛平以後記文、忌部惣不參入、天慶記云、賴基申云、件鏡劍、自御所暫下給奏之、而天長式奏輒給重物、非无事危者、其後忌部雖申不給、」

ここでも寛平式にいうこととして天長以降、辰日節会前段行事では中

臣の神壽詞奏上だけで忌部の鏡劍獻上は行なわれなくなつたとする。その理由として、「鏡劍は御所より暫く下し給はりて之を奏る、而るに天長の或るに輒く重物を給はることの危きこと無きに非ずて、その後忌部すと雖も給はず」とあり、危険だからやめたというのである。天長は十一年に仁明天皇が大嘗祭を挙行しているから、天長十年（八三三）以降忌部の大嘗祭での神璽獻上はなくなつたことになる。『江家次第』(20)では天長という時期は示していないが「近世無此事」として、忌部の神璽獻上がなくなつていることを明記する。

ところで、桓武天皇以降、神璽等と即位（践祚）との関係を、『延喜式』

成立（九二七年）後の冷泉天皇までについてみると次のようになる。

① 平城天皇、大同元年（八〇六）三月十七日（『日本後記』）

參議從三位近衛中將坂上大宿祢田村麻呂。春宮大夫從三位藤原朝臣葛野麻呂固請扶下殿。而遷於東廂。次璽并劍橫奉東宮。

② 文德天皇、嘉祥三年（八五〇）三月二十一日（『文德実錄』）

左右大臣率諸卿及少納言左右近衛少將等。獻天子神璽寶劍符節鈴印等。

③ 清和天皇、天安二年（八五八）八月二十七日（『三代実錄』）

大納言正三位兼行—中略—奉天子神璽寶劍符節鈴印等於皇太子直曹。

④ 光孝天皇、元慶八年（八八四）二月四日（『三代実錄』）

親王公卿奉天子璽綬神鏡寶劍等。

⑤ 宇多天皇、仁和三年（八八七）八月二十六日（『日本紀略』）

太政大臣率諸公卿。令賈天子神璽寶劍等。奉皇太子直曹。

⑥ 朱雀天皇、延長八年（九三〇）九月二十二日（『日本紀略』）

先帝逃位。讓皇太子。年八。左大臣藤原朝臣摶政。内侍執劍璽。參宣耀殿奉之。

⑦ 冷泉天皇、康保四年（九六七）五月二十五日（『日本紀略』）

子尅。奉璽劍於皇太子直曹襲芳舍。

右の記録とその後の記録をみると先帝の崩御または譲位の後、直ちに

大臣級の人物が皇太子に神璽の鏡劍等を奉り、皇太子は践祚している。そして践祚の二十一日から五ヶ月の間に即位をしている。そして、その年か翌年の十一月に大嘗祭が挙行されている。神璽の授受によつて（践祚）天皇の位に断絶がないことを表わし、即位では高御座に昇り内外に天皇であることを宣言し、大嘗祭で天孫としての天皇に生まれ変わる、

また、右に登場する神々のうち六神は「践祚大嘗祭」の中でその子孫の氏族が現われてそれぞれの任務を果している。アメノコヤネノ命とフタタマノ命は中臣氏、忌部氏としてあらわれる。天宇受売と猿田毘古は猿女君として、天忍日命は大伴氏として、天津久米命は久米舞の時（久米氏の名はでていない）久米氏としてそれぞれ登場する。天石門別神は殿及び門を祭る時に祭られた神であろう。

天孫降臨に従つた五伴緒（『記』）の子孫で「践祚大嘗祭」に登場するのは中臣、忌部、猿女君の三氏で、他の二氏は没落したのであろう。行列の中にも、その他にもあらわれない。

(5) 神璽の鏡剣の献上

卯の日の大嘗宮の儀が終了し、辰日辰刻（午前八時）に新天皇は豊樂院のユキ帳に出御し、中臣が「天神之壽詞」を奏上し、忌部は「⁽¹²⁾神璽之鏡劍」を献上する。（この儀式を「辰日節会前段行事」と呼んでおく）立定神祇官中臣執^ト賢木^ト副^レ笏^ヲ。入^レ自^ニ南門^ヲ就^ニ版位^ヲ。跪奏^ニ天神之壽^{ヨコト}詞^ヲ。
忌部入奏^ニ神璽之鏡劍^ヲ。訖退出^ス。若有雨濕
即立奏之

中臣の壽詞奏上は新天皇の誕生をことほぎ、忌部の神璽獻上は新天皇にレガリヤとしての鏡劍を献上することを通して、皇位就任を公示すると共に、臣下の新天皇への服属を示している。

ところで、忌部が鏡劍を献上するのは大嘗祭の辰日以外に、天皇即位の時に行なわれたとの記録がある。『書紀』持統天皇四年（六九〇）正月一日と、「神祇令」である。⁽¹³⁾『書紀』には神祇伯中臣大嶋朝臣説^ニ天神壽詞^ヲ畢忌部宿禰色夫知奉^ニ上神璽劍鏡於皇后^ヲ。皇后即天皇位。

とあり、「神祇令」には次のようにある。

凡踐祚之日。中臣奏^ニ天神之壽詞^ヲ。忌部上^ニ神璽之鏡劍^ヲ。

これで見る限り忌部は即位（践祚）の時に神璽を新天皇に献上することになる。そして、大嘗祭の時の記録と併せ読むと、忌部は即位と大嘗祭の二回献上していたことになる。この問題については、即位式と大嘗祭の両方で寿詞奏上と鏡劍獻上が行なわれていたとする説⁽¹⁴⁾と、即位式が大嘗祭に移行したとする説が示されている。⁽¹⁵⁾そして、この問題に見通しをつけたのは加茂正典氏である。氏は文献を整理して大嘗祭の辰日節会前段行事は大嘗祭成立時から存在したものではなく、即位式の儀式的整理過程で拾象された古い即位式が大嘗祭に包括され、辰日節会前段行事として定着したもので、定着時期は桓武大嘗祭からであるとした。⁽¹⁶⁾文献を対応させると無理のない説であり、私は氏の説を参照しながら忌部氏の職掌である神璽の獻上の変遷過程を追つてみる。

大嘗祭辰日節会前段行事は前述の『延喜式』と『儀式』（『貞觀儀式』）卷二～四の「践祚大嘗祭儀」に詳しく記録されるが両者は基本的には同じである。

次に『令集解』の「神祇令」の条をみてみると、「践祚之日」の後の「中臣奏^ニ天神之壽詞^ヲ」の注には、

釋言。壽詞神代古事也。跡云。奏^ニ壽詞^ヲ。上^ニ劔并鏡^ヲ。至^ニ十一月。爲^ニ大嘗耳。鏡劍以^ニ一物。永奏^ニ數帝^ヲ耳。

とある。「神祇令」のもの規定では中臣、忌部の壽詞奏上、神璽獻上は践祚の日（即位式の時）に挙行されるのだが、『令集解』では跡記の云うこととして、十一月に至り、大嘗に為すのみとある。「のみ」を限定の意にとれば、「だけ」の意となるが、そうとらなくとも強調されていることは確かである。「跡」は「跡記」のことで阿刀氏の注釈である。延暦十年（七九一）から十六年ころのものといわれる。⁽¹⁷⁾

この注釈書によれば、中臣の壽詞奏上と忌部の神璽獻上は即位式の時

直が従う。大嘗宮へのこのようない行の記録で最も古いのは『貞觀儀式』であるが、この行列が天武、持統朝でも実施されていたことは天孫降臨神話の存在によつて推定することができる。

天孫降臨神話で降臨するホノニニギノ命は代々の即位する天皇であり、降臨に従う神々は天皇の大嘗宮への出退御に陪從する者たちにほぼなぞらえることが可能である。天降降臨に従う神を『古事記』と『書紀』（第九段）から抜きだすと次の表一のようになる。

書紀第二の一書	書紀第一の一書	書紀本文	降臨する神	隨伴する神
アメノオシホミミノ尊 から ホノニニギノ尊へ	アメノオシホミミノ尊 から ホノニニギノ尊へ	ホノニニギノ尊	なし	なし
天児屋命 太玉命 諸部神 手置帆負神 彦狭知神 天目一箇神 天日鷦神 櫛明玉神	五部神 天児屋命 太玉命 （忌部上祖） 天鉢女命 （猿女上祖） 石凝姥命 （鏡作上祖） 玉屋命 （玉作上祖） 猿田彦大神	アメノオシホミミノ尊 から ホノニニギノ命へ	天児屋命 （中臣上祖） 天宇受売命 （猿女君等祖） 常世思金神 手力男神 天石門別神 豊由宇氣神 天忍日命 天津久米命 猿田毘古大神	天忍日命 （大伴連遠祖） 天穗津大来目 （来目部遠祖）

表一

ここで隨伴する神々は基本的には天石屋戸の段の祭祀に登場する神々にほぼ一致する（豊由宇氣神、天忍日命、天津久米命、猿田毘古、天石門別神はあらわれない。但し天石門別は『古語拾遺』の当該段であらわれる）。天石屋戸の段と天孫降臨の段が共に大嘗祭の神話化といえるからである。⁽⁴⁾

古事記	書紀第六の一書	書紀第四の一書
アメノオシホミミノ尊 から ホノニニギノ命へ	五伴緒 天児屋命 （中臣連等祖） 布刀玉命 （忌部美等祖） 天宇受売命 （猿女君等祖） 常世思金神 手力男神 天石門別神 豊由宇氣神 天忍日命 （作鏡連祖） （玉祖連等祖） 命（玉祖連等祖）	ホノニニギノ尊
天忍日命 （大伴連遠祖） 天穗津大来目 （来目部遠祖）	なし	天忍日命 （大伴連遠祖） 天穗津大来目 （来目部遠祖）

帆負・彦狭知の二神は、天御重（や斎斧・斎鉶）を使い大峠・小峠の材を伐り採つて瑞殿を造つてゐる。瑞殿（正殿）は神（天石窟の条）や天皇（神武天皇条）の住居である。ここでは紀伊国忌部氏の祖神が中央の忌部氏の祖神に従つて瑞殿をたてたことになつてゐる。

忌部氏の類似の職掌としては、伊勢神宮の正殿の「心御柱」の祭を造宮駅使忌部宿禰が掌っていることがあげられる。

ここで大嘗宮の設當という職掌が『記紀』神話ではどう語られてゐるかを考えてみたい。忌部氏の職掌が反映している『書紀』第七段の天石窟の神話では本文、一書共にこの職掌については語られていない。第九段の第二の一書(天孫降臨の段)で唯一語られる。

高皇產靈尊の勅の中に「汝、天兒屋命・太玉命は、天津神籬を持ちて、葦原中國に降りて、亦吾孫の為に斎ひ奉れ」とあるのがそうである。天津神籬とは高天原にて神祭りをする空間であり、神籬は地上にて神が降臨し、祭られる空間で、山や神社を意味するが、ここでは天孫が降臨した時に祭る聖空間、大嘗宮を想定してよい。更に意味を拡大し、宮中で神々を祭る空間といつてもよい。

『記』では祭祀空間の設営のことは天石屋戸の段にみえる。天児屋命と布刀玉命が思金神の計画に従つて神々に召され、「天の香山の真男鹿の肩を内抜きに抜きて、天の香山の天のははかを取りて、占合ひまかなはしめて」とあるのがそれである。まかなはしめては祭の設営をさせてととれるので、中臣、忌部の祖神が天石屋戸前での神々の祭の祭場の設営を

右の『記』『紀』の語りによれば地上において天孫を祭る聖空間は高皇產靈尊の勅により、高天原からもたらされ、それを管理する氏が中臣、忌部であるということになる。そして、その祭の準備も両氏の管理下に

属することになる。それは祭祀空間（大嘗宮）の設営のみならず、大嘗宮の儀での準備段階でも両氏がその責を荷うこと意味している。具体的には、①卯日平明に中臣、忌部官人各一人は縫殿大藏等官人を率て衾單を大嘗宮ユキ殿に置いている。②同じく内蔵官人を率て御服と絹幘頭あらべを廻立殿に置く。③また忌部官人は阿波の忌部氏が織り献上した鹿服をユキ殿の神座に置いている。の三つである。

(4) 廻立殿から大嘗宮への出還御の行列への参加

以上の三つは中央忌部が大嘗宮の儀の根幹にかかる準備の職掌にあたることを示している。もう一つ、中臣、忌部の職掌には天皇が廻立殿から大嘗宮へ出還御（二回）する行列に加わることも右の中に加えることができるがこれは次に述べる。

大嘗宮の儀の当日戌時（午後八時）に「天蹕始警」つまり先払いの声があり、天皇は廻立殿で湯殿の儀を行ない祭服を御して大嘗宮へ向かう。その時の行列の中に中臣、忌部は加わっている。少し長いが引用しておこう。

卽御ノ祭服ノ入ニ大嘗宮。其道者大藏省預鋪ニ二幅布單一。掃部寮設葉薦一。日隨ニ御步一。敷ニ布單上一。前敷ニ後卷アマ。宮内輔以上二人卷之。人不敢踢フタ。還亦如之。
宮中道并庭者。以ニ八幅布單八條一敷。大臣若大中納言一人。率ニ中臣。忌部。中臣立レ左。御巫ミカム。猿女アマテラス。左右前行。大臣立中央。中臣。忌宸儀始出。主殿官人ニ一部列門外路左右。人執ハシ燭奉レ迎。車持朝臣一人執ハシ蓋。子部宿祢一人。笠取直一人。並執ハシ蓋。膝行各供ニ其職。還亦如之。御ニ悠紀嘗殿。

天皇は布單の上の葉薦を歩み地上の土にふれることはない。天皇が天上の存在であることが行為によつて示されているのである。大臣、中臣、忌部、御巫、猿女が天皇に前行し、主殿官一人が燭を持ち、天皇がその後を歩む。その後には菅蓋を執る車持朝臣、蓋綱を執る子部宿祢、笠取

七段の第一の一書では「神の象」、つまり日神の象である鏡は紀伊国に所坐^{ますひのくま}前神であり、この神社は名草郡にある。第二の一書では鏡は少し瑕^{きず}ついているが伊勢に座す大神であるとしている。『古語拾遺』では「書紀」の第一と第二の一書の両方を取り入れて、「石凝姥神をして日の像の鏡を鑄しむ。初度に鑄たるは少に意に合はず。〔是、紀伊国の日前神なり。〕」次度に鑄たるは、其の状美麗し。〔是、伊勢大神なり〕としており、神鏡が伊勢、日前両方で鑄られたことの折衷をしたようである。名草郡は令制の神郡であつたから伊勢と並置されてもおかしくない。

『書紀』の第一の一書を重視すれば日前神が鏡であつたという事実、あるいは伝承があつたことになり、そこで鏡が鑄られた可能性も考えてよい。その日前神と紀伊忌部がどうかかわるのか明らかにはできないが、日前神社で鏡が鑄られ、名草郡の忌部が戟を造つていたのであるから名草郡には鉄や銅を鍛えたり鑄たりした部民が二集団いたことになる。一つは忌部氏、もう一つは日前神社の鑄銅集団である。あるいは忌部氏が両方に携つたとも考えられる。こう考えると『古語拾遺』の崇神天皇条で忌部系の神が鏡と剣を鑄たり鍛造したりするという忌部氏の語りも、全くの創作とすることはできないようである。

右の阿波と紀伊の他に讃岐の忌部氏による貢納もあつたはずであるが「践祚大嘗祭」の記録にはでてこない。『古語拾遺』によれば讃岐の忌部の祖神は手置帆負神で、その孫は「矛八百竿」を毎年の調庸の外に貢納している。なお、出雲の玉作と忌部については稿を改めて述べたい。

(3) 大嘗宮の設営と壊却

大嘗宮は十一月中卯日の七日前に設営が開始される。

凡造^三大嘗宮^一者。前^レ祭七日。神祇官中臣。忌部二官人依^レ次立。率^二悠紀國司及雜色人等^一爲^三一列。亦中臣。忌部相別。率^一主基國司以下。准^レ上皆單

行。各自^二朝堂院東西腋門^一入。至^二宮地^一。竜尾道^{南庭}分列^二左右^一。悠紀在^レ西。鎮^二祭^一基地。

神祇官の中臣、忌部の二官人が設営の責任者であり、両官人の先導により地鎮祭から始められる。幣を奉げ、ユキ、スキ両国^{サカツコ}の造酒兒の鍬入れ後、大嘗宮は設営されていく。それは柴、黒木、草、檜、竹、葦等の材を使って始源的姿で設営される。膳屋、白屋、御廁などの付属の屋も建てられる。これらは五日後に完了し、終つた段階で、中臣、忌部は御巫等を率て、殿と門を祭る。これは大殿^{おほとのほかひ}祭と御門^{みかとほかり}祭であり本来は忌部氏のみの職掌であった。

大嘗宮はユキ殿、スキ殿の儀が終了すると直ちに壊却される。辰日卯刻二点（午前五時半から六時ころ）神祇官の中臣、忌部が御巫等を率て、鎮祭した後こわされる。

二點神祇官中臣。忌部引^ニ御巫等^一。鎮^ニ祭大嘗宮殿^一。其幣如^レ初。訖即^ニ令^レ兩國民^一壞却^ニ。後鎮祭所平訖。卽^ニ鎮^ニ其地^一。

大嘗宮という祭場の設営、聖空間での演出は中臣、忌部氏の職掌であった。

「践祚大嘗祭」を離れ他の記録をみると、忌部氏は「正殿」の造営に携つていて、大殿祭の「祝詞」では「天つ日嗣知ろしめす皇御孫の命の御殿^{らか}を、今奥山の大峠・小峠に立てる木を、斎部の斎斧^{いみをの}をもちて伐り採りて、本末をば山の神に祭りて、中間^{ながら}を持ち出で来て、斎鉏^{みづ}をもちて斎柱を立てて、皇御孫の天の御翳・日の御翳と、造り仕へまつれる瑞の御殿^{みづ}をつくるとある（古典文学大系『古事記祝詞』より引用）。大殿祭は御門祭と共に忌部氏の職掌であり（『延喜式』「祝詞」の冒頭）、その「祝詞」は忌部氏に伝わったものである。

また、『古語拾遺』（天石窟の条・神武天皇の条・遺りたる四）では、手置

は八月下旬のこととし、伊勢神宮へは王で五位以上のもの、中臣一人、斎部一人が遣わされ、他に五畿七道に中臣、斎部が派遣されている。

また、十月下旬、天皇は賀茂川で御禊を行なうが、その途路にある神社に班幣をする。更に、十一月中の卯日平明に、神祇官が諸神に幣帛を班つ。この時は三〇四座である。⁽⁵⁾

幣帛使を忌部が掌るのは「神祇令」に「其祈年月次祭者。百官集ニ神祇官。中臣宣ニ祝詞。忌部班ニ幣帛。」とある規定に則つたものである。

幣帛を班つ役は本来忌部氏の職掌であつたのであろうが、「践祚大嘗祭」では中臣氏と共通の職掌であり、なおかつ中臣氏の方が上位に置かれている。「続日本紀」天平七年七月二七日の記録では忌部宿禰虫名と鳥麻呂の訴により、忌部氏が幣帛使と為ることが旧來の記録に照して正当なので許された、とあるように、後世、幣帛使の地位も中臣氏によつて圧迫されていつたことが了解されよう。「古語拾遺」（大同二年・八〇七年）の「所遺七」では諸神に奉幣することは中臣、忌部が共に預れることであつたのが、今はそうなつていないと訴えている。

(2) ユカモノと祭器等の調進

ユカモノは大嘗祭に使用する雑器^(ユカモノ)と神に供する食料や織物（由加物）などを言うが、雜器は河内、和泉、尾張、参河、備前の各國から貢納され、由加物は紀伊、淡路、阿波の三国から供進される。阿波国からは鹿布一端。木綿六斤。年魚五罐。蒜英根合漬十五罐。乾羊蹄。蹲鷦鷯。橘子各十五籠。

が忌部氏によつて献上される。また、「阿波国忌部所織鹿妙服」とあり、神服製作にも従事していたことがわかる。阿波国には麻殖郡^(オエ)と名方郡に忌部氏がいたことが確認されており、麻殖郡には忌部神社（麻殖神とも天日鷦鷯神ともいう「神名帳」と忌部郷（「和名抄」）がある。「古語拾遺」

では「大嘗の年に当りて、木綿・麻布及種種の物を貢る。所以に、郡の名を麻殖と為る縁なり」（引用は岩波文庫本による。以下の『古語拾遺』の引用は同じ。）としている。

阿波国の忌部の最も古い記録は『書紀』であり、天石窟段で日神を天石窟から出す時の真賢木の下枝に「粟國の忌部の遠祖天日鷦^(アマノヒナシ)が作ける木綿を懸でて」（神代第七段第三の一書）、以下、『紀』の引用は古典文学大系本による。）がそれである。阿波国の忌部は『紀』編纂以前から鹿布や木綿、神饌の材料を作り、献上し（鹿服は大嘗宮までは阿波忌部が持つていて、大嘗宮の神座へは中央の忌部官人一人が神座へ置く）、大嘗祭に関与していたのである。これは地方の忌部の職掌である。

地方忌部のうち紀伊国忌部は「践祚大嘗祭」では大嘗宮の南北に建てる轍八竿を造り献上する。紀伊国の忌部氏は名草郡が本貫とみられ、忌部郷がある（「和名抄」）。忌部氏は名草郡に実在している。⁽⁷⁾『古語拾遺』によれば紀伊国には手置帆負神・彦狭知神の二神があり、山の材を採り正殿^(アマラカ)を造る任にたずさわり、その神の子孫が名草郷の御木と鹿香の二郷にいる。『和名抄』にはその二郷はなく忌部郷がある。忌部郷がその二郷に該当するか。正殿を造つたとの記録は中央忌部がその任にあたる大殿祭^(オハシヨボカヒ)の「祝詞」の中にもみえ、斎部の斎斧で御殿用の材を奥山からきりだし、本末は山神に献じ、中間は御殿を造るために使用したとある。

『書紀』によれば、紀伊国の忌部の遠祖は手置帆負神で「作笠者」であり、同時に、彦狭知神が「作盾者」として登場している（九段第二の一書）。彦狭知神は『古語拾遺』では紀伊国の忌部の祖神となつており、手置帆負神は讃岐国^(オハシ)の忌部の祖神であるが、『書紀』の記録の方が古く『古語拾遺』は後で改作されたものであろう。

紀伊国は『書紀』の天窟戸段（第七段第一の一書）にもあらわれる。第

としての忌部は(1)幣帛の頒布、(2)供神調度、(3)宮内の雜駆使、に従い中央忌部氏の一族で構成されたとしている。

地方忌部氏は実際に確認できる地域として、紀伊、讃岐、阿波、出雲、越前をあげ、紀伊国の忌部は中央忌部氏の直接の管理下にあって山材の貢献や造殿に従事し(『古語拾遺』、「大殿祭の祝詞」)、また笠(『紀』九段第二の一書)や戟(『延喜式』)等の貢納をしていた。また、その他の忌部氏は阿波国では木綿等、讃岐国では盾等、出雲国では玉を、それぞれ国造を介して中央へ貢納した部民であつたと整理している。

忌部氏の職掌は右の整理で基本的なものは出づくしているといえよう。

ところで、神話には儀礼が反映されており、記紀神話ではスサノヲノ命の勝さびの段あたりから天孫降臨の段あたりまでは七世紀後半の即位式や大嘗祭(のち両者は一連のものとして践祚大嘗祭となる)の儀礼を濃厚に反映しているといえる。⁽³⁾

上田氏は忌部氏の職掌を考察する中で紀伊国の忌部氏の祭祀にふれ、『紀』九段第二の一書を念頭に置きながら、紀伊国在地の忌部の祭事が宮廷神話の世界に定着し、古代の大嘗会に導入され一体化していく過程を考えている。

本稿では忌部氏が践祚大嘗祭の中で果している職掌を明らかにし、その職掌が記紀神話の中はどう反映されているかを検討し、忌部氏の職掌と神話が天武天皇の治世十四年間と深くかかわっていたことを考えてみた。

践祚大嘗祭についての資料は主に『貞觀儀式』(八七二年)と『延喜式』(九二七年)によるが、両記録の内容は基本的には同じであるといえる。ここでは記述が簡略化された『延喜式』の「践祚大嘗祭」を使用した。

七世紀末の天武・持統朝前後の即位儀礼や大嘗祭をみていく上では平安時代中期の資料は必ずしも妥当なものとはいえないが、「践祚大嘗祭」に記録される忌部氏の職掌は「令」の規定や『記』、『紀』、「祝詞」の記録と一致する。また、重要な祭祀の根幹は変容しないということができ、⁽⁴⁾「践祚大嘗祭」の記録は七世紀末の即位儀礼や大嘗祭の様子を伝えていてものとみなすことができるからである。

二 忌部氏の職掌—「践祚大嘗祭」より

『貞觀儀式』の規定を受け継いだ『延喜式』所収の「践祚大嘗祭」の諸規定は「養老令」のころの規定を反映しており、その中には中央忌部の職掌は全て含まれるといってよい。以下、順次「践祚大嘗祭」の中で忌部がかかる職掌を他の文献と比較しながら検討してみる。

(1) 幣帛使

幣帛使の派遣は大祓使を発遣した後に行なわれる。まず本文をみてみる。

即差_付遣供_付「幣帛於天神地祇」使_上。太神宮諸王五位以上一人。中臣一人。忌部一人。卜部一人。五畿内一人。七道各一人。_{兩氏供之。忌部}其幣法大所各絹五尺。五色薄絶各一尺。絲一絹。綿一屯。木綿二兩。麻五兩。小所各絹三尺。絲一絹。綿一屯。木綿二兩。麻五兩。裏薦惣九十枚。並以_ニ大藏物_一充_レ之。

大所。小所。竝_{諸社預}三_{新年祭者}。

(「践祚大嘗祭」の引用は国史大系本『延喜式』による。以下同じ。)

この幣帛使は大嘗祭の無事を祈願するもので、伊勢神宮をはじめとして祈年祭の時に対象となつた神社三一三二座が派遣の対象となる。各神社に奉幣されるものは、絹、絶糸、綿、木綿、麻である。『貞觀儀式』で

忌部氏の職掌と神話

— 践祚大嘗祭を中心にして —

阿部眞司
(文 学)

一 はじめに

津田左右吉⁽¹⁾は忌部氏の職掌について、「令」や「延喜式」祝詞に規定があるが、それは氏族政治時代の因襲に従つたものであるとみた。そして、忌部氏の職掌は①幣帛を取扱ふこと ②神璽の鏡剣を捧持すること ③宮殿の祭祀に関係すること、であると規定した。

また、宮廷の神事の職掌にかかわる中臣氏と忌部氏の地位、勢力関係については、①中臣が連、忌部が首のかばねであった ②中臣は祝詞奏上、忌部は幣帛の捧持が職掌であった ③践祚の時、中臣は壽詞奏上、忌部は鏡剣の献上が職掌であつた ④中臣はナカツオミという一人の人物の名称であつたが忌部はべで一人に対する名称ではない、等の理由により、中臣は本来忌部より地位が高かつたと判断された。

上田正昭氏⁽²⁾は部民制究明の視座より忌部氏の職能を考察された。そして、中央忌部氏（本貫地は大和国高市郡金橋村と推定）の職能は、大化前代では、①祝詞・ト占・御幣にかかる神事と、②宮殿の防衛と造営であり、令制下では①大嘗祭での神璽の鏡剣捧持、②伊勢奉幣使、③大殿祭、御門祭、の主たる執行者であつたとみた。また、令制下では神部

A Study of the Duties and Myths of Imibe-Family

— Centered on Senso-Daijosai Festival —

Shinji ABE

Literature

Abstract: At a section of "Senso-Daijosai" (the Enthronement Ceremony and Great Thanksgiving Festival) in "Engi-Shiki", Imibe-Family and Nakatomi-Family played an important part in the Festival.

First I examined the duties of Imibe-Family at the Festival, comparing the record of "Senso-Daijosai" with the records older than that.

And next, studying the records of Imibe-Family and Nakatomi-Family in "Nihon-Shoki", I made clear the fact that the duties of Imibe-Family at the Festival was established during the fourteen years of the Tenmu-Emperor regime and that the duties were influential on the making of Amanoiwato-Myth.